

### 3．成果活用に関する報告

#### 特許

本事業では、地域COEとしての知的財産の蓄積、また企業による実用化・製品化のため、新規性・独自性が認められる研究成果については、特許出願による積極的な権利確保に努めた。その結果、65件の特許を出願し、現時点で1件が権利化されている。また権利化された特許については、企業による製品化に進んでいる。

今後、フェーズで企業による本格的な実用化・製品化段階を迎えるに当たり、速やかな審査請求とその権利化が必要となっている。

#### 成果展開報告

前述したように、本事業の中から、液晶検査用パラレルプローブのように既に製品化されているもの、また、液晶・PDPパネル基板用マーキング装置、微細半田ボール電極形成技術のように実用化段階まで到達している研究成果も創出されている。

また、試作段階まで終了し、比較的近い将来、企業化・実用化が期待されている研究テーマも多い。

このような研究テーマについては、県予算による研究支援のみでなく国等の制度を積極的に活用し、研究成果の企業化・実用化展開を図っていく。

その一例として、既に製品として市場投入しているパラレルプローブは、現在、国の補助事業を活用し、更なる高機能・高品質の製品展開を目指した研究開発を実施している。